

建築・設備工事における諸経费率等の改定について

平成29年1月16日

国土交通省において、営繕工事の積算基準における一般管理费率及び下請企業の経费率を見直したことから、公共建築工事積算基準に基づき下記のとおり算定率を改定しましたのでお知らせします。

記

1 対象案件

・金沢市が発注する建築・設備工事

※ ただし、国土交通省公共建築工事共通費積算基準を用いて積算する工事のみが対象

2 改定の内容

(1) 諸経费率（一般管理费率）の改定

(2) 下請企業の経费率を予定価格に適切に反映させるため、設計単価（複合単価）を改定

3 実施時期

・平成29年2月1日以降に入札公告を行う工事から実施

(問い合わせ先)

都市計画課 設計技術管理室

TEL : 076-220-2375

FAX : 076-222-5119

E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp